

監理団体の業務の運営に関する規定

事業者名 日中交流事業茨城協同組合事業所

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、組合員の事業に関する職種（第8その他 5による）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申し込みを受理しません。

2 求人の申し込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 本人申込の際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

1 本事業者は、組合員の事業に関する職種（第8その他 5による）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込み内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職の申し込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出し機関から求職の申し込みの取次を受けるときは、外国の送出し機関）から、所定の求人票によりお

申し込みください。郵便、電話、ファックス又は、電子メールで差しさわりありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。

3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ない時は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型技能実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型技能実習実施者等との面接を行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。

6 本事業者は、労働争議に対する中立の立場をとるため同盟罷業又は作業閉鎖のおこなわれている間は、団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。

7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3カ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実施による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3 技能実習を労働力の需給力調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実

施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4 第1号団体監理型技能実習にあたっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5 技能実習計画作成の指導にあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実施に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。

6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。

8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生へ助言、指導その他の必要な措置を講じます。

9 本事業所内に監理団体の許可書を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。

10 技能実習の実施が困難になった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。

11 上記のほか、技能実習法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

1 本事業所の監理責任者は、事務局長の朽津元治です。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

- (1) 団体監理型技能実習生の受け入れの準備
- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働条件に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人権費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他の諸経費）は、当該費用が必要になった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を掌握するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に適切に対応いたします。

2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対して、その申し込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の職員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取扱職種の範囲は、次の職種です。

① 建設関係の職種（建築大工、型枠施工）

- ② 耕作農業の職種
- ③ プラスチック成型の職種
- ④ 塗装（建築塗装）の職種
- ⑤ 介護の職種

6 本事業所の技能実習関係業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の技能実習関係業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は組合事務員に詳しくお尋ねください。

2017年6月1日制定

2018年9月18日一部改正（取扱い職種）

日中交流事業茨城協同組合

理事長 森 秀男



別表

監 理 費 用

2021年3月10日(改定)
日中交流事業茨城協同組合

1、定額徴収費

実習内容		組合監理費用 円	送出し機関 支払費用 円	合計徴収費用 円
・介護 (中国・無錫国際)	1号	15,000/人・月	15,000/人・月	30,000/人・月
	2号	15,000/人・月	15,000/人・月	30,000/人・月
・建設 型枠施工 (中国・遼寧連合)	1号	30,000/人・月	10,000/人・月	40,000/人・月
	2号	20,000/人・月	5,000/人・月	25,000/人・月
・農業、その他 (中国・牡丹江)	1号	13,000～ 23,000/人月	7,000/人・月	20,000～ 30,000/人・月
	2号	17,000～ 22,000/人月	3,000/人・月	20,000～ 25,000/人・月

2、実費徴収費

- ① 来日後の講習費用。委託先の学校の費用で実費徴収する。
- ② 講習期間中の生活手当(基本60,000円/人・月)。実費徴収する。
- ③ 来日、帰国飛行機代金。実費ベースで徴収する。
- ④ 実習生の試験費用。実費で徴収する。
- ⑤ その他個別に費用が異なる作業を組合として行う時(飛行場への送迎費等)。

3、徴収費用の内容

1)職業紹介費用	※下記いずれも上記定額徴収費に含む ① 募集、及び選択の費用で中国との交渉、面会費用を含む。 ② 実習機構申請、入国申請の費用を含む。 ③ 中国面会の交通費用を含む。
2)講習費	① 入国前講習費用は、上記送出し機関の定額徴収費用に含む。 ② 入国後の講習費用は、委託先学校支払い費用で実費徴収となる。 ③ 実習生の生活手当は実費徴収となる。
3)監査指導費	※下記いずれも上記定額徴収費に含む ① 実習実施者に対する監査、指導費。 ② 実習生の相談対応、病院・銀行・市役所等の対応費用。 ③ 実習生の試験対応・同行費用。 ④ 資格変更申請費用、期間更新申請費用。
4)その他の諸経費	① 来日、帰国時の飛行機代金は、実費徴収となる。 ② 飛行場への送迎費は、人数等により実費徴収となる。